

院長	事務部長	総務企画課長	総務企画課長補佐	総務係長	給与係主任	係

1号紙

職員NO. _____

単 身 赴 任 届

(令和 年 月 日提出)

院長	職名	氏名	印
殿			
勤務病院名	徳山中央病院	所在地	山口県周南市孝田町1-1
届出の理由	☐ 1 新規 ☐ 2 異動 ☐ 3 転居 (☐ 本人 ☐ 配偶者) ☐ 4 その他 () 上記事実の発生年月日 年 月 日		

給与規程(単身赴任手当)第55条の規定に基づき次のとおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます。
(住民票等証明書類 通添付)

1 異動直前の居住状況等

異 動 の 発 令 年 月 日	年 月 日
本 人 の 住 居	
同 居 者	☐ 配偶者 ☐ 子(生年月日) ☐ 子(生年月日) ☐ 子(生年月日) ☐ 子(生年月日)

2 現在の居住状況等

配偶者と別居した年月日	年 月 日
配 偶 者 と 別 居 し た 事 情	
本人の住居	
本人の住居における同居者	☐ 子(生年月日) ☐ 子(生年月日) ☐ 子(生年月日) ☐ その他(続柄) ☐ その他(続柄) ☐ その他(続柄) ☐ その他(続柄)
配 偶 者 の 住 居	異動直前の本人の住居と { ☐ 同じ。 ☐ 異なる。 (入居年月日)
異動直前の住居から勤務病院までの通勤経路及び方法	2号紙の(1)に記入
配偶者の住居から勤務病院までの通勤経路及び方法	2号紙の(2)に記入
配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法	2号紙の(3)に記入

(「記入上の注意」については、裏面を参照のこと)

記入上の注意

- 1 「届出の理由」欄には、該当する理由の□にレ印を付し(新規の場合は理由の1のみにレ印を付する。)、理由の4に該当する場合は内容を()内に記入する。
- 2 「届出の理由」欄中「2異動」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に官署を異にする異動をした場合の当該異動をいい、「3転居」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に住居を移転した場合の当該転居をいう。
- 3 配偶者のない者にあつては、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」と読み替えて記入する。
- 4 届出の理由の1以外に該当する場合は「1 異動直前の居住状況等」は記入を要しない。
- 5 「1 異動直前の居住状況等」及び「2 現在の居住状況等」において「異動」とは、別居の原因となった官署を異にする異動又は同一官署内における異動若しくは職務内容の変更等をいう。
- 6 在勤する官署が移転した者にあつては、「異動」とあるのを「移転」と読み替えて記入する。
- 7 検察官若しくは特定独立行政法人職員等から人事交流等により引き続き棒給表の適用を受けることとなった者又は国際機関等派遣、交流派遣若しくは法科大学院派遣から職務に復帰した者、交流採用をされた者若しくは休職から復職した者にあつては、「異動」とあるのをそれぞれ「適用」又は「復帰」、「交流採用」若しくは「復職」と読み替えて記入する。
- 8 異動に伴い配偶者と別居した場合で、配偶者の住居が異動直前の本人の住居と同じときは、「配偶者の住居から勤務病院までの通勤経路及び方法」欄は記入を要しない。
- 9 異動に伴って配偶者とともに住居を移転し、その後に配偶者と別居した場合は、「異動直前の住居から勤務病院までの通勤経路及び方法」欄は記入を要しない。
- 10 「通勤(交通)方法の別」欄には、通勤等の順路に従い、徒歩、〇〇線等の別を記入する。
- 11 別居後に配偶者を欠くこととなった場合は、異動直前に配偶者がいないものとした場合について記入する。
- 12 ※欄は記入しないこと。

(1) 異動直前の住居から勤務官署までの通勤経路及び方法

順路	通勤方法の別	区 間	※各庁の長記入欄	順路	通勤方法の別	区 間	距 離
1		住居から (経由) まで		1		住居から (経由) まで	. km
2		住居から (経由) まで		2		住居から (経由) まで	. km
3		住居から (経由) まで		3		住居から (経由) まで	. km
4		住居から (経由) まで		4		住居から (経由) まで	. km
5		住居から (経由) まで		5		住居から (経由) まで	. km
6		住居から (経由) まで		計(規則第3条の規定による通勤距離)			. km
経路略図(経路朱線)							

(2) 配偶者の住居から勤務官署までの通勤経路及び方法

順路	通勤方法の別	区 間	※各庁の長記入欄	順路	通勤方法の別	区 間	距 離
1		住居から (経由) まで		1		住居から (経由) まで	. km
2		住居から (経由) まで		2		住居から (経由) まで	. km
3		住居から (経由) まで		3		住居から (経由) まで	. km
4		住居から (経由) まで		4		住居から (経由) まで	. km
5		住居から (経由) まで		5		住居から (経由) まで	. km
6		住居から (経由) まで		計(規則第3条の規定による通勤距離)			. km
経路略図(経路朱線)							

(3) 配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法

順路	交通方法の別	区 間	※各庁の長記入欄	規則第4条関係本文の規定による経路及び方法				
順路	交通方法の別	区 間		距 離				
1		住居から (経由) まで		1		住居から (経由) まで	. km	
2		住居から (経由) まで		2		住居から (経由) まで	. km	
3		住居から (経由) まで		3		住居から (経由) まで	. km	
4		住居から (経由) まで		4		住居から (経由) まで	. km	
5		住居から (経由) まで		5		住居から (経由) まで	. km	
6		住居から (経由) まで		計			① . km	
経路略図(経路朱線)				規則第4条関係ただし書の規定による経路及び方法(該当者のみ記入する)				
				順路	交通方法の別	区 間	規則第4条関係ただし書の規定により加算する距離	
				1		住居から (経由) まで		
				2		住居から (経由) まで		
				3		住居から (経由) まで		
				4		住居から (経由) まで		
				5		住居から (経由) まで	② . km	
計(給与法第12条の2第2項の規定による交通距離)				①+② . km				